

日医発第 232 号（生教）

令和 8 年 4 月 24 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今 村 英 仁

（公印省略）

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局長から標記通知が発出され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されましたので、ご連絡申し上げます。今回の改正は、補助対象である広域連携型プログラムに関連し、従来の「広域連携型プログラム作成経費」を「広域連携型プログラム研修経費」に改め、研修医の移動・滞在に伴う経費や連携先病院の指導医経費についても対象としたものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

（添付資料）

「医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について」

（令和 8 年 4 月 9 日付け医政発 0409 第 10 号厚生労働省医政局長通知）

医政発 0409 第 10 号
令和 8 年 4 月 9 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

標記については、「医師臨床研修費補助事業の実施について」（平成 16 年 10 月 7 日付け医政発第 1007014 号医政局長通知）の別添により通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、地域における医師不足及び医師偏在対策を実施し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保を推進することを目的とする。

2 補助対象

(1) 教育指導経費、広域連携型プログラム研修経費及び第三者評価受審経費

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修に関する省令」という。）に基づき指定を受けた臨床研修病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。

(2) 地域協議会経費

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下「省令施行通知」という。）の25に基づく臨床研修に関する地域医療対策協議会（以下「地域協議会」という。）であり、都道府県内の臨床研修病院ごとの募集定員の調整等について協議する際に、意見を求めることとしているものを対象とする。

3 補助対象外

国（国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。）が開設する病院又は設置する地域協議会（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院又は地域協議会において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に

定める。

4 事業内容

省令施行通知に基づく臨床研修事業とする。

5 申請の手続き

(1) 教育指導経費、広域連携型プログラム研修経費及び第三者評価受審経費

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、基幹型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

- ① 基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

- ② 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。
- ③ 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

(2) 地域協議会経費

補助金の申請は、地域協議会の設置者が所要の経費をとりまとめ、手続きを行うこととする。

新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助対象</p> <p>(1) 教育指導経費、<u>広域連携型プログラム研修経費</u>及び第三者評価受審経費</p> <p>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修に関する省令」という。)に基づき指定を受けた臨床研修病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 申請の手続き</p> <p>(1) 教育指導経費、<u>広域連携型プログラム研修経費</u>及び第三者評価受審経費</p> <p>補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設(原則として、基幹型臨床研修病院)が手続きを行うこととする。</p> <p>① 基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床</p>	<p style="text-align: center;">医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補助対象</p> <p>(1) 教育指導経費、<u>広域連携型プログラム作成経費</u>及び第三者評価受審経費</p> <p>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修に関する省令」という。)に基づき指定を受けた臨床研修病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 申請の手続き</p> <p>(1) 教育指導経費、<u>広域連携型プログラム作成経費</u>及び第三者評価受審経費</p> <p>補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設(原則として、基幹型臨床研修病院)が手続きを行うこととする。</p> <p>① 基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床</p>

研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

② 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

③ 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

(2) (略)

床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

② 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

③ 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

(2) (略)